

文具等を大切に使用する。

半年に1度、課・室内で一斉に机の中の事務用品を見直して、使用しないものは、事務用品の棚へ戻す。

また、新たに事務用品を使う場合は、使いかけのものから使用する。

なお、オフィスコスト節減対策推進会議では、デスク・クリーン運動を行っています。

デスク・クリーン運動

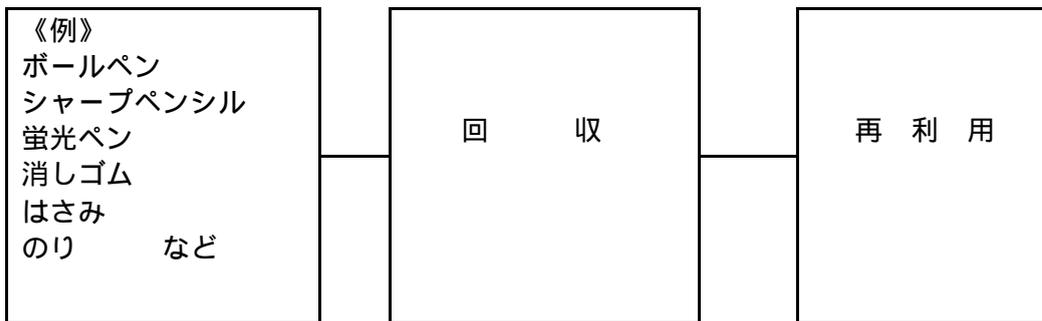
机の中の文具類を整理し、使われていないものや使わないものは、文具回収ボックスに回収し、再利用しましょう。

使われていないもの

文具回収ボックス

再 利 用

(机の整理)



早速デスクを整理し、デスク・クリーン運動に取り組みましょう！

広島県オフィスコスト節減対策推進会議

フラットファイルを大切に使用する。

フラットファイルなどのファイリング用品は、裏返して使用したり、ネームタグを貼るなどして、可能な限り再利用する。

4 廃棄に関する取組

紙ゴミは、原則として古紙回収する。

一人がゴミ箱に捨てる紙(A4)を1日当たり30枚、古紙回収へ回した場合、本庁全体では、1年間で焼却処分していた紙くずの96tが資源化され、84t-CO₂の二酸化炭素の排出が抑制される。

ちなみに、古紙を1t再利用することで、パルプ材(直径14cm、長さ8m)に換算して、約20本分の立ち木を保護することができる。

期限切れ保存文書や機密文書をリサイクルする。

これらの紙ゴミについては、その内容の機密性を守る必要があるため、用度課が行っている溶解処理日に合わせて出すか、(財)広島市環境事業公社が運営している秘密文書リサイクルシステム(問合せ先：(財)広島市環境事業公社西部リサイクルプラザ、501-2676)を活用するか、県庁環境整備課資源リサイクル係に相談する等して、リサイクルを行う。

廃棄物の分別を徹底する。

廃棄物の焼却に伴うダイオキシンの発生を抑制するため、次表のとおりゴミの分別を徹底する。
各課室は、分別を徹底するため、既存のゴミ箱を、ビン専用、スチール缶専用、アルミ缶専用、不燃物専用、有害物専用などに使い分けを行い、ゴミを捨てる人が自ら分けて捨てるような体制づくりを行う。

【本庁舎の廃棄物の分別表】

	分別品目	注意事項等	荷姿	収集方法
紙類 〔古紙回収〕	コピー用紙等	・ゼムクリップ、ガチャック、ホッチキスは取除く ・シュレッダーしたり、細断したものは取除く ・コピー用紙の包み紙や感熱紙(ワープロ用、FAX用)は取除く	コピー用紙の箱に詰める	各課の既存の収集場所で()分別品目のとおり区分し、毎週金曜日の古紙回収へ 本庁舎：地下1階 東館：地下1階
	新聞紙	・チラシは別にし、雑誌類と一緒にまとめる	分別品目ごとにひもでくる (荷崩れのないようにしっかりと)	
	段ボール	・ガムテープでくくらない		
	雑誌、書籍類	・写真やビニール・布などの背表紙は取除いて不燃物へ		
ビン・缶類	ビン(ガラスびん)	・飲み残しや吸い殻などのないよう、中は空にする ・プラスチック製のキャップは取外し、不燃物へ ・スプレー缶は中のガスを出し切っておく ・金属類のみに分別したものは、素材に応じ、スチール缶か、アルミ缶と共にまとめる(Ex.ファイルの金具はスチール缶と同じ)	分別品目ごとにそれぞれ透明な袋にまとめる (刃物、割れ物などの危険なものは、別に梱包し、危険である旨表示)	各課の既存の収集場所で()分別品目のとおり区分し、適宜、次の収集場所へ 本庁舎：地下1階 南館：地下1階 東館：地下1階
	スチール缶(鉄びん)			
	アルミ缶(アルミびん)			
不燃物	プラスチック類 強化ビニール製品 陶磁器びん(割れ物)	・飲み残しなどのないよう、中は空にする ・金属製のキャップは取外し、素材に応じて分別する		
有害物	乾電池	・可燃物などの他のものに混ぜない	小箱(袋)に入れる	
	蛍光灯	・割れないよう注意する	ガムテープなどでまとめる	
可燃物	再生できない紙ごみ 生ゴミ(茶殻など)	【再生できない紙ごみの具体例】：感熱紙(ワープロ・FAX用)、シュレッダーにかけたもの、プラスチック加工紙 など	生ゴミについては、悪臭や液漏れのないよう密封する	ゴミ収集用のダストカーへ

() 新しく場所を確保したり、モノを購入するのでなく、現在の収集場所を工夫して、分別を図ることを原則とする。
各課室においては、自室の状況に照らし合わせ、既存のゴミ箱の使い分け・集約、段ボールの活用などを行い、分別の促進に努める

【既存のゴミ箱を活用するときの張り紙の例】

ビン類
金属・プラスチック製の蓋は、
区分に応じて捨てること

アルミ缶
つぶしてから捨てること

スチール缶
飲み残しのないこと

有害物
蛍光灯は割れないようにすること

不燃物
金属製のキャップは除くこと

フロン・代替フロンを適正に処理する。

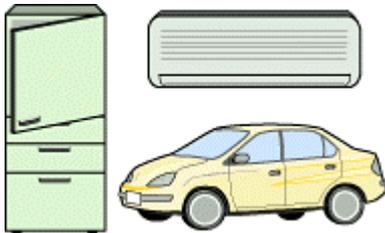
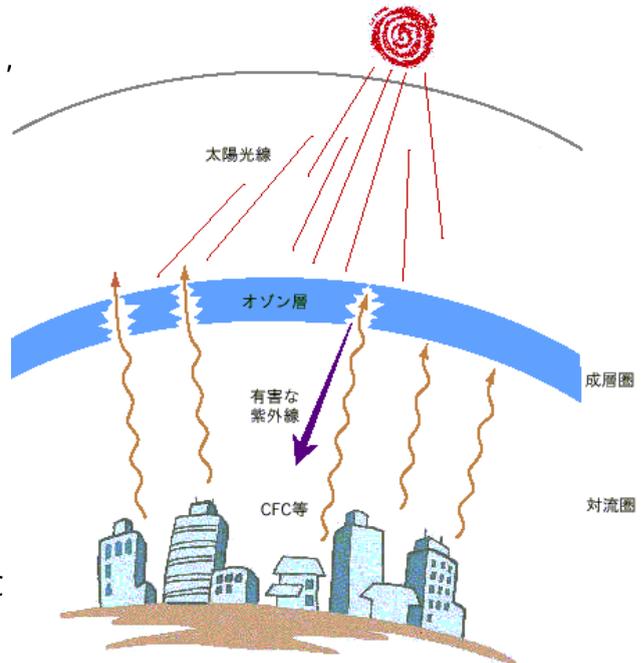
フロンガスは、その低毒性、安定性などの優れた化学的性質から、エアコンの冷媒、噴霧剤、発泡剤、洗剤などとして多量に使用されてきたが、オゾン層を破壊することが明らかとなったため、特定フロンなど一部のフロンでは、国際的な取り決めにより生産が中止されている。

オゾン層が破壊されると、地表に到達する紫外線の量が増加するため、皮膚ガンや白内障の発生率が上昇したり、生態系への重大な影響をもたらす恐れがある。

また、フロンガスは、地球温暖化を促進する温室効果ガスとしての性質も有しており、例えば、カーエアコンや冷蔵庫などに多く利用されていた CFC-12 (R-12) では、二酸化炭素と比較して 8,100倍もの温室効果がある。

このため、フロンガスを適正に処理することは、オゾン層を保護するだけでなく、地球温暖化防止の観点からも、必要不可欠なことである。

したがって、冷蔵庫、ルームエアコン、自動車を処分する際は、「県有施設等におけるフロン対策等暫定方針」に従い、回収協力店や回収事業者に引渡して、フロン・代替フロンを回収してもらう。



回収協力店や回収事業者は、県庁環境対策室大気環境係に照会するか、県ホームページ (<http://www.pref.hiroshima.jp/kenmin/mizutaiki/furon/index.html>) で確認できる。